

2026年7月23日

当機構の役員選任について

公益財団法人 国際人材協力機構

当機構では、2026年7月3日付で役員が選任され、また同日付で代表理事及び業務執行理事が選任されました。

役員の選考経過及び選考理由等は、下記のとおりです。

記

1. 新役員に係る情報

役職名	氏名	備考
会長・代表理事	富田 哲郎	再任
理事長・代表理事	小川 新二	再任
専務理事・代表理事	小川 誠	新任
常務理事・業務執行理事	松富 重夫	再任
常務理事・業務執行理事	堀口 光	再任
理事・業務執行理事	石岡 邦章	再任
理事・業務執行理事	木塚 欽也	再任
理事	岡 紳一郎	再任
理事	切刀 欣弥	再任
理事	永原 圭司	新任
理事	吉田 泰彦	再任
監事	神保 政史	新任
監事	根本 勝則	再任

※就任日は2026年7月3日

(2026年7月3日現在)

2. 選考経過

- 2026年6月開催の定時評議員会終結の時をもって、監事1名を除くすべての役員の任期が満了となるため、2026年2月13日に役員候補者選出委員会を設置した。
- 2026年3月6日に役員候補者選出委員より「役員候補者選出に関する規則第7条（決議の省略）」に基づき、書面での決議の提案があった。提案に対して、2026年3月16日付で委員全員から同意を得たため、同日付で役員候補者選出委員会の決議があったものとみなされた。決議の結果、常勤役員である杉浦専務理事の後任となる理事候補者は、役員選任の透明性を確保する観点から、公募により選考すること、また、総務部担当常務理事の職務は専務理事が兼任することとし、常勤役員である上田常務理事（総務部担当）の後任候補者は選出しないこと、その他の役員の再任については書類選考とすることを決定した。
- 2026年4月1日から2026年4月10日まで公募を実施したところ、1名の応募があった。

- ・ 2026年4月14日から4月23日まで役員候補者選出委員会が応募書類（履歴書、職務経歴書、自己アピール文書等）による書類選考を実施し、1名の候補者を合格とした。
- ・ 2026年5月19日、書類選考を通過した候補者1名に対し、役員候補者選出委員会が面接審査を実施した。面接審査の結果、理事候補者に小川誠氏が選出された。また、役員候補者選出委員会における審議により、常勤理事候補者に小川新二氏、松富重夫氏、堀口光氏、石岡邦章氏、木塚欽也氏、非常勤理事候補者に富田哲郎氏、岡紳一郎氏、刃刀欣弥氏、吉田泰彦氏、監事候補者に神保政史氏、根本勝則氏が選出された。
- ・ 2026年6月26日に小川理事長より一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条並びに定款第20条の規定に基づき、評議員に対して理事の選任についての提案があった。提案に対して、2026年7月3日付で評議員全員が同意の意思表示をしたため、同日付で評議員会の決議があったものとみなされ、役員候補者選出委員会が選出した役員候補者並びに役員候補者選出委員会の総意に基づき、同委員会委員が推薦する永原圭司氏が役員に選任された。
- ・ 2026年7月3日に小川理事より一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条並びに定款第37条の規定に基づき、代表理事及び業務執行理事等の選定について提案があった。提案に対して、同日付で理事の全員が同意の意思表示をし、また監事全員が異議を述べなかったため、同日付で理事会の決議があったものとみなされ、会長・代表理事に富田哲郎氏、理事長・代表理事に小川新二氏、専務理事・代表理事に小川誠氏、常務理事・業務執行理事に松富重夫氏、堀口光氏、理事・業務執行理事に石岡邦章氏、木塚欽也氏が選定された。

3. 選考理由

- ・ 小川誠氏は、公募要領に示す必要な資質・経験を十分に兼ね備えた人材であり、当機構理事としての適格性を有すると認められることから、理事に選出することが適当であると判断された。
- ・ 富田哲郎氏、小川新二氏、松富重夫氏、堀口光氏、石岡邦章氏、木塚欽也氏、岡紳一郎氏、刃刀欣弥氏、吉田泰彦氏は、当機構理事としての適格性を有すると認められることから、再任することが適当であると判断された。
- ・ 永原圭司氏は、理事として必要な資質・経験を十分に兼ね備えた人材であると認められることから、適当であると判断された。
- ・ 根本勝則氏は、監事としての適格性を有すると認められることから、再任することが適当であると判断された。
- ・ 神保政史氏は、監事としての適格性を有すると認められることから、監事に選出することが適当であると判断された。

以 上